

町税は納期限内に納付しましょう

町税は自主的に納期限内納付することが原則です。

納期限までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発送した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

まだ納付されていない方は、金融機関等で早急に納付してください。

【納期限を過ぎても納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ① 督促状の送付
- ② 電話や文書、直接訪問などによる納税の催告

③ 財産調査を実施

④ 預金、給与、不動産等の財産の差押え

⑤ 差押えた財産の公売・換価

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓口を開設しますので、ご利用ください。

日時 令和4年12月15日(木)

16日(金)

午後8時まで

場所 役場別館1階 税務課

【お問い合わせ先】

税務課(☎63・38002)



中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(山口美雪会長)が、募集していた令和4年度「税に関する中学生の標語」に町内中学校から225人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場庁舎内に1年間掲出されます。

【受賞作品】

「考えよう 未来のために 税のこと」

日高中学校 3年 関 絢菜

「税金は 誰かをきつと 支えてる」

日高中学校 1年 岩下 結

「おさめよう みんなのお金 大切に」

日高中学校 1年 川瀬有紗

建築物の新築・増改築または取壊しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課までご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等を取り壊しの把握に努めておりますが、滅失登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

【お問い合わせ先】

税務課(☎03・38002)

太陽光発電設備を設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅)	発電量の全量または余剰を売電される場合は、事業用資産となるため、償却資産として課税の対象となります。	事業用資産とならないため、償却資産として課税の対象外となります。
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります

【お問い合わせ先】

税務課(☎03・38002)

資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。左表で「課税の対象」に該当する場合は、令和5年1月31日(火)までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきますので、事前にご連絡をお願いいたします。

御坊税務署からのお知らせ

○ 非常勤職員の募集について

御坊税務署では、確定申告期における非常勤職員を募集しております。

定員になり次第、締め切らせていただきますが、興味のある方は、担当者までお気軽に御連絡ください。

期 間：令和5年2月上旬から令和5年3月31日まで

勤 務 日：月曜日から金曜日(土日祝除く)

賃 金：時給900円

仕 事 内 容：確定申告に来られた納税者のパソコン操作補助、案内事務、受付事務、パソコン入力、書類の仕分け等

御坊税務署 総務課 角田(つのだ) 電話番号 0738-22-0695 (音声案内「2」)

【税に関する情報】 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

【お問い合わせ先】 御坊税務署(☎22・0695) (音声案内「2」)

